

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1167））
2. 日 時：平成30年8月1日 15時30分～20時30分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、吉村上席安全審査官、津金主任安全審査官、
植木主任安全審査官、千明主任安全審査官、日南川安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他11名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 主査 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当 他4名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 保守計画課 主任

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、7月31日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書、津波への配慮に関する説明書について説明があった。

（2）原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜津波への配慮に関する説明書＞

- 放水路ゲートの耐震計算方法について、ゲート状態を閉状態とした耐震評価における荷重の組合せに動水圧を加え、その評価結果を提示すること。
- 防潮扉の耐震計算書及び強度計算書の評価結果が暫定値である場合それを明記し、完成版を早期に提出すること。
- 防潮扉は、放水路ゲートと類似した構造であるが、常時「閉」運用であることから「開」の状態を耐震、強度計算の検討ケースとしないことについて、放水路ゲートの場合と比較して整理して提示すること。
- 鋼製防護壁の止水板、止水板押え、保護プレート等のモデル化について、構造図のどの部分をどのようにモデル化したのか、整理して提示すること。
- 鋼製防護壁の耐震計算書において、荷重の組合せに上げられていない漂流物の衝突荷重を削除し、一方強度計算書には荷重の組合せに上げられていることから、漂流物の衝突荷重を整理して提示すること。
- ボルトのモデル図における表記を明確にし、モデル化による設計の考え方を、整理して提示すること。
- シートジョイントの評価方法について、設定した荷重をどのように加えたのかモデル化の説明の中で明記し、整理して提示すること。

＜波及的影響を及ぼすおそれのある施設（海水ポンプエリア竜巻防護対策施設）の耐震性についての計算書＞

- 海水ポンプエリア竜巻防護対策施設の評価部位（特にエリア⑧の北側壁）が構造図で明確になるように、整理して提示すること。
- 鋼構造部の使用材料の許容応力の整理表について、評価結果に記載されている「既設部との接合アンカー」の値を追記すること。
- 耐震評価フローについて、固有値解析や応答計算手法について変更した評価方法を明記するなど、実際に行っている評価との整合性の観点から再整理して提示すること。
- 設計用地震力の設定の際して用いられている「設備評価用床応答曲線」等、方針書や他の計算からの引用、参照等を整理し提示すること。
- 柱梁接合部等の詳細（収まり、接合状態（自由度）等）を、計算書の解析モデルの拘束条件と対応させ整理して提示すること。
- 海水ポンプ室の配管重量の分配方法及び配管荷重の作用位置の設定根拠について、整理して提示すること。
- 竜巻等防護設備を支持する既設RC部材の相対変位値について、詳細な図等を加えて具体的に示すこと。
- 海水ポンプエリア竜巻防護対策施設について、構造仕様（部位、部材、接合部等の詳細を含む）、評価対象部位、評価方法、モデル化の根拠、解析条件、許容限界等の基本事項を再整理し、実施した評価内容を再整理して提示すること。（H30.5.28 コメントに加筆、再掲）

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 12. 竜巻等防護設備による地震時反力を考慮した取水構造物RC 部材の耐震評価
- ・ V-2-11-2-9 海水ポンプエリア竜巻防護対策施設の耐震性についての計算書
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-340-11 竜巻防護設備関連の耐震評価について